

◎ 条例制定の趣旨

市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、インターネットの利用等オンライン技術により行うことができるようにするための基本事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とし、条例を制定するものです。

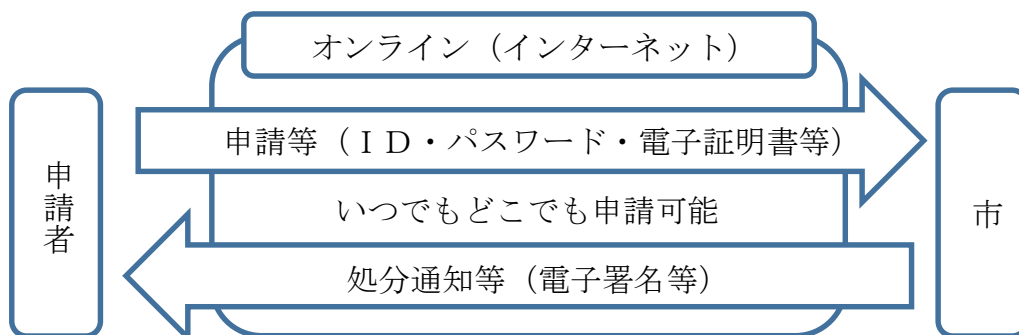
◎ 条例の構成

- 目的（第1条関係）
- 定義（第2条関係）
- 電子情報処理組織による申請等（第3条関係）
- 電子情報処理組織による処分通知等（第4条関係）
- 電磁的記録による縦覧等（第5条関係）
- 電磁的記録による作成等（第6条関係）
- 手続等に係る情報システムの整備等（第7条関係）
- 手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表（第8条関係）

◎ 条例の概要

申請等をはじめとする市の機関等の手続等について、書面等による手続等に加えて、オンラインによる手続等を拡大し、限定的であった申請等の範囲を拡大するとともに、オンラインによる処分通知等を可能とするものです。

縦覧等及び作成等については、他の条例等の規定により書面等での縦覧等及び作成等が規定されているものに関しても、電磁的記録による縦覧、作成等が可能となります。



※従来の書面等による手続等を全てオンラインに移行するものではなく、オンラインによる手続等も可能であるとする事で、申請者の利便性を向上さ

せ、市の機関等の手続等の簡素化を図るものです。

※実際の運用にあたっては、情報システムの整備、電子署名の取扱い等関係例規の整備及びオンライン利用のできる手続等の整理が必要となります。

◎ 条例の施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行します。

条 項	内 容	ページ
第1条(目的)	<p>〔概 要〕 条例の目的を規定するものです。</p> <p>〔内 容〕 ○市民の利便性の向上 これまでの窓口申請等に加え、オンラインによる申請等も可能にすることで、インターネット等に接続できる端末から、いつでもどこでも申請等ができるようになります。</p> <p>○行政運営の簡素化及び効率化 処分通知等を可能とすることで、業務スピードの格段な迅速化が期待されます。また、将来的にはペーパーレス化や業務見直しにより、添付資料の削減や複数の部署に対する申請等の集約化が期待されます。</p>	
第2条(定義)	<p>〔概 要〕 条例で使用する用語の定義を規定するものです。</p> <p>〔内 容〕 規定にあたっては行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。以下「法」という。)を参考にしています。</p> <p>(1) 条例等とは、市の条例や市の規則(委員会の規程、議会の規程及び企業管理規程を含む。以下同じ。)のほか、市が権限移譲を受けている県の条例や県の規則のことをいいます。</p> <p>(2) 市の機関等とは、地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される市や市の執行機関に、議会、公営企業(上下水道課)及び指定管理者を加えたものをいいます。市の執行機関以外を含めることで、条例等で議会等が実施機関に含まれている手続をオンライン化の対象とする際に、市の執行機関と同一の取り扱いとすることができます。</p> <p>(3) 書面等とは、人が直接認識できる情報が記された紙などのことをいいます。</p>	

	<p>(4) 署名等とは、書面等に氏名などを記載したり押印することをいいます。</p> <p>(5) 電磁的記録とは、人が直接認識できない記録であり、パソコン等（サーバーを含む。以下同じ。）の情報処理に用いる媒体に記録されるものをいいます。記録を確認するためには再生機器が必要となります。</p> <p>(6) 申請等とは、申請や届出など市民や事業者が市の機関等に対し行う通知のことをいいます。</p> <p>(7) 処分通知等とは、決定通知等市の機関等が特定の市民や事業者に対し行う通知のことをいいます。不特定の者に行うものについては、オンラインでの通知を受けられる者と受けられない者との間で差ができてしまい、不公平となってしまう恐れがあるため除外しています。</p> <p>(8) 縦覧等とは、規定に基づき市の機関等が書面等に記録されている事項を縦覧や閲覧することをいいます。</p> <p>(9) 作成等とは、規定に基づき市の機関等が書面等や電磁的記録を作成または保存することをいいます。</p> <p>(10) 手続等とは、申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等のことをいいます。</p> <p>(11) 電子情報処理組織とは、パソコン等がインターネット等を介し、別のパソコン等と接続されているもののことをいいます。</p>	
<p>第3条（電子情報処理組織による申請等）</p>	<p>〔概要〕 オンラインによる申請等について規定するものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>1 条例等において書面等で申請等を行うことと定められている場合においても、規則で別に定めることによって、従来の書面等の申請等に加え、オンラインによる申請等も可能になります（施行時点ではすべての申請等をオンライン化することはできないため、可能なものを別に定めることで柔軟な対応ができるようにしています。）。</p> <p>2 オンラインによる申請等が行われた場合に、その申請等が書面等で行う申請等と同等のものとみなし、条例等の規定を適用することとしています。</p> <p>3 オンラインで行われた申請等は、市の機関等のパソコン等のファイルに記録された時点で申請等がなされたとするもので</p>	

	<p>す。オンラインでなされる申請等は書面等と異なり有体物でないため、申請者と市の機関等との間で到達時点を明確にし、共通に認識しておく必要があるために規定しています。</p> <p>4 条例等で署名等が必要な申請等については、規則で別に定める申請者を確認できる方法（ID・パスワード・電子証明書等）に代えることができます。</p>	
<p>第4条（電子情報処理組織による処分通知等）</p>	<p>〔概要〕 オンラインによる処分通知等について規定するものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>1 条例等において書面等で処分通知等を行うことと定められている場合においても、規則で別に定めることによって、従来の書面等の処分通知等に加え、オンラインによる処分通知等も可能になります（施行時点ではすべての処分通知等をオンライン化することはできないため、可能なものを別に定めることで柔軟な対応ができるようにしています。）。</p> <p>2 オンラインによる処分通知等が行われた場合に、その処分通知等が書面等で行う処分通知等と同等のものとみなし、条例等の規定を適用することとしています。</p> <p>3 オンラインで行われた処分通知等は、通知を受ける者のパソコン等のファイルに記録された時点で処分通知等がなされたとするものです。オンラインでなされる処分通知等は書面等と異なり有体物でないため、市の機関等と通知を受ける者との間で到達時点を明確にし、共通に認識しておく必要があるために規定しています。</p> <p>4 条例等で署名等が必要な処分通知等については、規則で別に定める市の機関等と確認できる方法（電子署名等）に代えることができます。</p>	
<p>第5条（電磁的記録による縦覧等）</p>	<p>〔概要〕 電磁的記録による縦覧等について規定するものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>1 条例等において書面等で縦覧等を行うことと定められている場合においても、規則で別に定めることによって、書面等に代わり、電磁的記録の再生機器の画面又はその画面を印刷した書類での縦覧等が可能になります。申請等や処分通知等と異なり、併せて書面等による縦覧等を行う必要性が乏しいものと考えられるため、併用する必要がないものとしています。</p>	

	<p>2 電磁的記録による縦覧等が行われた場合に、その縦覧等が書面等で行う縦覧等と同等のものとみなし、条例等の規定を適用することとしています。</p>	
<p>第6条（電磁的記録による作成等）</p>	<p>〔概要〕 電磁的記録による作成等について規定するものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>1 条例等において書面等で作成等を行うことと定められている場合においても、規則で別に定めることによって、書面等に代わり、電磁的記録での作成等が可能となります。申請等や処分通知等と異なり、併せて書面等による作成等を行う必要性が乏しいものと考えられるため、併用する必要がないものとしています。</p> <p>2 電磁的記録による作成等が行われた場合に、その作成等が書面等で行う作成等と同等のものとみなし、条例等の規定を適用することとしています。</p> <p>3 条例等で署名等が書面等に必要とされているものについては、規則で別に定める市の機関等と確認できる方法（電子署名等）に代えることができることとしています。</p>	
<p>第7条（手続等に係る情報システムの整備等）</p>	<p>〔概要〕 手続等に係る情報システムの整備について規定するものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>1 市は手続等のオンライン化を推進することについて、必要な情報システム整備を行う努力をするよう規定しています。</p> <p>2 市は情報システムの整備にあたっては、情報管理等についてセキュリティの強化などに向け努力するよう規定しています。具体的には、個人情報の適正な取扱いの確保に努め、技術の進歩に合わせ、より安全で信頼性の高い情報システムを整備していくことが期待されます。</p> <p>3 市はオンライン化の推進において、手続等の合理化、簡素化に向け努力するよう規定しています。異なる手続等での添付書類の共通利用や不要な項目の排除等、すべての手続等関係業務についての見直しが期待されます。</p>	
<p>第8条（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する）</p>	<p>〔概要〕 手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表について規定するものです。</p> <p>〔内容〕</p>	

<p>る状況の公表)</p>	<p>オンライン利用可能な手続等及びその手続等を利用した件数について、少なくとも年度に1回はインターネット等を用い公表するよう、法第11条に規定されています。これは、様々な手続等がある中で、どの手続等がオンライン化されているのか、いつからオンライン化されているかがわからないため、定期的に市民に公表し、利便性を高め不透明さを回避することを目的としています。</p>	
<p>第9条(委任)</p>	<p>〔概要〕 規則への委任について規定するものです。</p> <p>〔内容〕 条例で定めていない詳細な事項について、規則により定めることとしています。特に条文中の「規則で定める」としたオンライン化対象手続等や電子署名等について、規則で定める必要があると想定しています。</p>	
<p>附則</p>	<p>〔概要〕 条例の施行期日を規定するものです。</p> <p>〔内容〕 この条例は、平成31年4月1日から施行します。条例の施行日以降で関係例規及び情報システムが整い次第、オンラインによる手続等が可能となります。</p>	